



東京学芸大学グラウンドスィンド入構証

2022年度 FC東京杯関係者

期日 / 下記期日のみ使用可

3/5

団体名

氏名

関係者各位

入構にあたってのお願い

日頃の新型コロナウイルス感染症対策への協力に感謝します。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学内への入構については、以下のとおりお願いします。

1. 健康状態等チェック

学内へ入構する際の健康状態については、本学配布の「[健康観察表詳細版 \(R3.10.11 改訂\)](#)」も活用し、自宅での朝夕の体温や、新型コロナウイルス感染症関連症状を記録するなど各自でチェックしてください。

2. 入構の可否判断等

いつもとは違う次の症状（特に下線のある症状）がある場合は、入構を控え、速やかに医療機関や自治体の発熱相談センター等に相談し、指示に従って PCR 検査又は抗原検査を受けて下さい。

- a. 発熱（37℃以上など平熱を明らかに超える）
- b. いつもと違う、体の疲れ、だるさ、息切れ
- c. いつもと違う、咽頭痛、咳、痰、呼吸苦 のいずれか
- d. いつもと違う、頭痛、頭重感、筋骨格痛 のいずれか
- e. いつもと違う程度の下痢
- f. 味覚・嗅覚障害（遷延することがあります。）
- g. その他、いつもとは違う症状がある

なお、PCR 検査や抗原検査の結果が陽性でない場合は、新型コロナウイルス感染症が疑われることによる入構制限の対象とはなりません。症状が継続する場合には、医療機関を受診し、その指示に従ってください。

※ワクチン接種後に発熱等の症状が継続し、副反応によるものか感染によるものかが不明の場合は、入構を控え、接種券記載の問い合わせ先に問い合わせるか、医療機関で受診してください。（自治体の新型コロナウイルスワクチン副反応相談センターに相談することも可能です）

感染者（みなし陽性者を含む。）及び濃厚接触者については、医療機関等の指示又は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年9月8日変更）」に基づく療養期間又は待期期間経過後から入構してください。保健管理センターから入構許可の連絡は行いません。その際、入構するまでは必ず「[健康観察表詳細版 \(R3.10.11 改訂\)](#)」による健康観察を継続してください。また、医療機関等から療養・待期期間について変更等の指示・連絡があった場合は、その指示に従ってください。

健康状態について質問のある方は、保健管理センターに連絡して下さい。

電話：042-329-7211，不在時は hokekan@u-gakugei.ac.jp

東京学芸大学新型コロナウイルス感染症対策室

東京学芸大学保健管理センター

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設使用上の注意事項

新型コロナウイルス感染拡大に係る感染拡大防止の取り組みの一環として、以下のとおり施設貸し出しに伴う使用上の注意事項を作成しましたので、遵守していただくようお願いいたします。

感染（拡大）防止のための施設使用上の基本的な注意事項
(1) 感染防止のための基本的な対策
・窓が開く部屋は、（2箇所以上）窓を開けて換気(2回/時間 数分間程度) すること。
・窓が一つしかない場合は、扇風機や換気扇を利用すること。
・個々人の間は十分な距離を取ること（1～2 m以上）。
・向かい合わせを避けるよう配慮すること。
・主催者、参加者ともに常時マスクを着用すること。
・手指消毒剤を主催者の責任において準備すること。
・近距離（1 m以内）の発話・発声がある場合は、アクリル板やフェイスガード等を使用すること。
・飲食をともなう懇親会は開催しないこと。
・教室への収容人員は、その用途に応じて、関係業種の感染防止ガイドライン等を踏まえて必要な制限を行うこと。
・準備等で不可欠となる場合を除いて、エレベーターは使用しないこと。 また、参加者が使用しないよう十分に配慮すること。
・使用した教室の机、ドアの把手等は終了時にすべて清拭すること。
(2) 発熱や風邪などの体調不良者に関する対応
・発熱等体調に問題がある者が入構することのないようスタッフ、参加者には事前の注意喚起を行うこと。
・発熱等体調に問題がある参加者が入構することのないよう当日の体調チェックを行うこと。
・万が一施設利用中に体調不良者が発生した場合、速やかに本学に報告するとともに、保健所等への対応を主催者側で適切に行うこと。
・上記体調不良者については追跡確認を行い、万が一感染が発覚した場合には当該教室等の消毒作業を主催者側の費用で行うこと。
(3) 施設貸出の取り消し等について(貸出使用料については該当しない)
・本学構内において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、消毒作業を終えるまで教室等の貸出は行わない。また、このことが貸出日の直前となり教室等の貸出が行えなくなった場合でも、徴収した施設使用料の返還はするが本学はそれ以外の責は負わない。
・主催者側の関係者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は速やかに申し出ること。この場合、貸出が中止となっても徴収した施設使用料は返還しない。
・政府や東京都の方針により外出自粛要請等が発令された場合は、貸し出しを中止することがある。この場合、徴収した施設使用料の返還はするが、本学はそれ以外の責は負わない。

※ 上記の内容は今後変更されることもあります。